

令和7年9月1日

事業主各位

写：被保険者各位（web 掲載）

川崎汽船健康保険組合

【健康保険】19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設 が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いが下記の通り定められました。（厚労省保険局長通達 保発 0704 第 2 号）

- ・19 歳以上 23 歳未満（※被保険者の配偶者を除く）の認定対象者については、年間の収入要件が130 万円未満 から 150 万円未満に変更されます。
- ・年齢はその年の12 月 31 日現在で判断されます。
- ・学生か否かは要件ではありません。
- ・被保険者の配偶者は対象年齢であっても除かれます。
- ・年間収入額の認定要件以外の取扱いについては従来通りとなります。

尚、本年10 月 1 日以降の（配偶者を除く）19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定申請は、以下対応とします。

➤アルバイト等の収入がある場合は、直近3 ヶ月の収入を証明する書類（給与明細）又は雇用契約書の写しの提出が必要

➤但し、被保険者の資格取得が10 月 1 日以降の学生（大学・大学院・認可された専門学校等の在学生）は、在学を証明する学生証コピーのみの提出で可とするが、健保組合から求められた場合は、同項同様の収入を証明する書類の提出が必要。

上記の取扱いは、令和7年10月1日から適用となります。

\*令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の年間収入要件は130 万円未満となります。

対象年齢の判定は、所得税法と同様「その年の12 月 31 日時点」で行われます。

例えば、2025 年10 月に19 歳の誕生日を迎える方は、2025 年中は「19 歳以上」に該当するため、150 万円未満が収入要件となります。また、2026 年10 月に23 歳になる方は、2026 年は「23 歳以上」となり、収入要件は再び130 万円未満に戻る点に注意が必要です。

保 発 0704 第 2 号  
令和 7 年 7 月 4 日

全国健康保険協会理事長 } 殿  
健康保険組合理事長 }

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

健康保険法第 3 条第 7 項に規定する被扶養者の認定については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知。以下「昭和 52 年通知」という。）等に基づき対応いただいているところであるが、今般、令和 7 年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いを下記のとおり定めたので、御配意願いたい。

記

1. 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取り扱うこと。なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和 52 年通知と同じとすること。
2. 船員保険法第 2 条第 9 項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。
3. 上記の取扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用すること。